

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社, 国

**準備書面43**  
**放射性物質拡散抑制対策の不備**

2017(平成29)年6月16日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 池 上 遊

外

## 第 1 放射性物質の拡散抑制対策の必要性

- 1 福島第一原発事故の際には、原子炉建屋の爆発により、おびただしい量の放射性物質が拡散した。また、福島第一原発に隣接する海洋にも放射性物質が拡散し、深刻な漁業被害は今も継続している。

放射性物質の拡散抑制対策を講じることが必要とされたのは、福島第一原発事故の際のこのような経験によるものである。深層防護の観点からも過酷事故が起きた場合でも、放射性物質の拡散を防ぐことにより、災害を万が一でも防ぐことは極めて重要といえることができる。

- 2 福島第一原発事故を受けて改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（設置許可基準規則）は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」として、放射性物質の拡散抑制対策を講じることを電力会社に義務付けた（55条）。

そして、同条の解釈では、上記「必要な設備」として、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を要求している。

- a) 原子炉建屋に放水できる設備を配備すること。
- b) 放水設備は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。
- c) 放水設備は、移動等により、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水することが可能なこと。
- d) 放水設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、工場等内発電用原子炉施設基数の半数以上を配備すること。
- e) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること。

## 第2 放射性物質の拡散抑制対策についての不備

1 被告九州電力は、移動式大容量ポンプ車を準備し、放水砲を上記放水設備として配備することとしており、また、シルトフェンスによる海洋への放射性物質拡散抑制を行うこととしている。ここでシルトフェンスとは、海中カーテンにより、放射性物質を含む汚濁水を沈殿させ、拡散を抑制させる資材のことを言う。

2 しかし、上記放水砲については、移動式大容量ポンプ車を使用するという点で、他の可搬型設備と同様の問題点がここでも当てはまることになる。

また、そもそも、放水砲は、大形の水鉄砲のように棒状に水を放出するものであって、石油タンク火災などの際、火炎を上げる油面上に泡消火剤などを供給して液面を水膜で覆うことを目的とした装置に過ぎない。したがって、粉じんを含んで拡散する気体を洗浄して粉じんを捕捉することを意図した設備ではなく、この方法では放射性物質を捕捉することは極めて難しく、その効果は無きに等しい。

この点は、シルトフェンスについても同様であり、放射性物質の拡散を抑制することができる効果については、問題があると言うほかない。

3 以上のとおり、被告九州電力の講じる放射性物質の拡散抑制対策についても不備がある。

## 第3 結論

以上に述べたところから明らかとなっており、被告九州電力による玄海原発の拡散抑制対策では福島第一原発事故で実際に生じたような放射性物質の放出による災害が万が一にも起こらないと言うことはできない。

したがって、被告九州電力による本件原発の再稼働は原告らの人格権を侵害する危険性がある。

以上